

議案第14号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年 2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「、第14号」を削り、「100分の108」を「100分の110」に改め、同項第14号を次のように改める。

(14) 削除

第13条の2第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定（「100分の108」を「100分の110」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第13条第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の上屋の利用に係る使用

料について適用し、施行日前の上屋の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第13条の2第3項（第7号又は第8号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の軌道走行式荷役機械又は電気施設の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の軌道走行式荷役機械又は電気施設の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 4 施行日前から施行日にわたる軌道走行式荷役機械又は電気施設の利用（軌道走行式荷役機械にあつては利用を開始してから30分までごとの利用、電気施設にあつては利用を開始してから1時間までごとの利用のうち、この条例の施行の時を含むものに限る。）は、施行日以後の軌道走行式荷役機械又は電気施設の利用とみなして、前項の規定を適用する。

参考資料

制 定 要 旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、上屋使用料等について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため、及び一部の事務所の廃止に伴い、事務所使用料を廃止するため、この条例を制定するものである。